

(資料3) 水質汚濁防止法第2条第7項関係 特定地下浸透水

第2条

7 この法律において「特定地下浸透水」とは、**第二項第一号に規定する物質**(以下「有害物質」という。)を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設(指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。)を設置する特定事業場(以下「有害物質使用特定事業場」という。)から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)を含むものをいう。

水質汚濁防止法施行令第2条関係 (カドミウム等の物質)

第2条 法第二条第二項第一号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機燐化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名E P N)に限る。)
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 砒素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 ポリ塩化ビフェニル
- 9 トリクロロエチレン
- 10 テトラクロロエチレン
- 11 ジクロロメタン
- 12 四塩化炭素
- 13 一・二ジクロロエタン
- 14 一・一・一ジクロロエチレン
- 15 シス一・一・二ジクロロエチレン
- 16 一・一・一トリクロロエタン
- 17 一・一・二トリクロロエタン
- 18 一・三ジクロロプロペン
- 19 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
- 20 二クロロ一四・六一ビス(エチルアミノ)一s一トリアジン(別名シマジン)
- 21 S一四一クロロベンジル=N・N一ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
- 22 ベンゼン
- 23 セレン及びその化合物
- 24 ほう素及びその化合物
- 25 ふつ素及びその化合物
- 26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物